

一般財団法人三友堂病院 事業主行動計画

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）

2. 内容

	計画内容	対策とその実施時期
目標1	時間にとらわれない働き方の導入	始業・終業時間の繰り上げ、または繰り下げ制度の導入し、フレキシブルな勤務形態を実現する。 平成27年10月～ ※パート職員を除く法人全職員を対象に制度利用者を今後3年間で10%以上にする。
目標2	所定外労働の削減のための措置の実施	研修出勤日を設定し法令研修、法人全体研修、部門研修等、必要な研修について集中的に実施することで時間外研修を削減させる。 平成27年10月～ ※年間労働日数を定め、そのうち研修出勤日を年間1日以上設ける。
目標3	子供が生まれる際の父親の休暇の取得の促進	男性の育児休暇を推進する観点から育児休暇を取得した職員に対する報奨制度を導入する。 平成27年4月～ ※男性の育児休暇「イクメン」のメリットを法人内に周知し、育児休暇5日以上取得する男性職員を1名以上誕生させる。